

富山市民間建築物吹付けアスベスト除去等支援事業

建築物に吹付けられたアスベストの飛散による市民の健康被害を予防し、生活環境の保全を図るため、除去等に要する費用の一部を助成します。

除去等（除去、封じ込め又は囲い込みの措置）

（１）対象建築物 民間建築物で、吹付けアスベスト（重量の 0.1%を超えて含有）が施工されているもの

（２）申請できる者 対象建築物の所有者、管理者等で市税を滞納していない者

（３）補 助 額 除去等工事費（消費税及び地方消費税相当額を除く）の 3 分の 2 とし、
上限 2 0 0 万円とする ※千円未満は切り捨て

（４）対 象 事 業

- ①除去等工事の受託者は、市内に本社、支店、営業所等を有し、アスベスト除去等工事の元請となることができる建設業許可（例、解体工事業[除去]、塗装工事業[封じ込め]、内装仕上工事業[囲い込み]）を有すること。
- ②除去等工事において石綿作業主任者を配置すること。
- ③要綱に定められた施工方法により工事をする。
- ④耐火建築物等の耐火被覆を除去する場合は、除去後に耐火被覆の復旧が必要。
（除去後、建物を解体撤去する場合を除く）
- ⑤大気汚染防止法、労働安全衛生法による届出をすること。
- ⑥除去等工事において建築物石綿含有建材調査者又は特定建築物石綿含有建材調査者の関与を有すること。

（５）事 前 相 談 アスベストの含有分析調査結果報告書、建築物の所有者等が確認できる登記事項証明書などを持参してください。

（６）申請事務の流れ

- １．市役所へ事前相談（申請者、施工者）
- ２．市役所へ補助金交付申請書の提出（手数料不要） ※別紙参照
- ３．申請者へ補助金交付決定の通知
- ４．申請者と施工者との契約および工事着手 ※補助金交付決定通知書の日付以降
- ５．市役所職員による完了検査（現地）
- ６．市役所へ実績報告書の提出（※ 2 月末までの提出） ※別紙参照
- ７．市役所職員による書類検査
- ８．申請者へ補助金確定の通知
- ９．市役所へ振込依頼書（補助金）の提出
- 10．申請者へ補助金の交付

除去等の **補助金交付申請** に必要な書類

- (1) 補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書（別紙1）
- (3) アスベストが含有することを証する分析機関が発行した分析調査結果報告書（証明書）
- (4) 補助対象事業の内容を示す書類として次に掲げるもの
 - ア. 付近見取図（方位、補助対象建築物の名称及び位置）
 - イ. 配置図
 - ウ. 平面図（除去等の部分を明記したもの）「除去数量がわかるように寸法が記入されたもの」
 - エ. 立面図・断面図 「除去数量がわかるように寸法が記入されたもの」
 - オ. 現況写真（建築物外観、除去等の部分及び当該部分のアスベストの状況が判断できるもの）
 - カ. 詳細図（除去等の状況に応じて必要と認める場合）「詳細な写真があれば不要」
- (5) 受託者及び建築物石綿含有建材調査者又は特定建築物石綿含有建材調査者が作成した除去等施工計画書 「表紙に施工担当者、建築物石綿含有建材調査者又は特定建築物石綿含有建材調査者の記名押印が必要」
- (6) 受託者の作成した除去等の見積書
- (7) 受託者の建設業許可証の写し
- (8) 建築物石綿含有建材調査者又は特定建築物石綿含有建材調査者の資格者証の写し
- (9) 石綿作業主任者の資格者証の写し
- (10) 建築物の所有者等であることを証する書類として次に掲げるもの
 - ア. 登記事項証明書（建物） ※交付から3ヶ月以内のもの
 - イ. 所有者が法人の場合は、登記事項証明書（法人） ※交付から3ヶ月以内のもの
 - ウ. 区分所有者の団体又は管理者の場合は、団体の代表者又は管理者を証する規約等の書類並びにその代表者又は管理者が法人であるときは、登記事項証明書（法人）
※交付から3ヶ月以内のもの
- (11) 市税の納税証明書（非課税の場合は、非課税証明書）
- (12) 補助対象建築物が共有物である場合は、所有者全員の合意があることを証する書類（区分所有者の団体又は管理者であるときを除く）
- (13) その他市長が必要と認める書類

■注意事項■

※除去作業が完了し、クリーンルームの撤去がされた状態で市役所職員による現地立会（完了検査）を行う場合があります。

除去等の **実績報告** に必要な書類

- (1) 実績報告書（様式第7号）
- (2) 事業実績書（別紙2）
- (3) 除去等工事請負契約書の写し 「補助金交付決定通知書の日付以降に契約されたもの」
- (4) 除去等工事に要した費用の支払いが確認できる書面の写し 「領収書の写し」
(補助金の代理受領の委任をしている場合は、撤去等に要した費用から補助金額を差し引いた金額の支払いが確認できる書面の写し)
- (5) 受託者及び建築物石綿含有建材調査者又は特定建築物石綿含有建材調査者が作成した次に掲げる書面（施工報告書） 「表紙に施工担当者、建築物石綿含有建材調査者又は特定建築物石綿含有建材調査者の記名押印が必要」
 - ア．実施工程表
 - イ．着工前写真、工事写真、完成写真
 - ウ．建設廃棄物処理委託契約書の写し
 - エ．廃棄物マニフェストE表の写し
- (6) 大気汚染防止法、労働安全衛生法に基づく届出がされていることを確認できる書類の写し
「環境保全課、労働基準監督署の受付印のある表紙の写し」
- (7) その他市長が必要と認める書類

■注意事項■

※除去作業が完了し、クリーンルームの撤去がされた状態で市役所職員による現地立会（完了検査）を行う場合がありますので、特に建物解体の場合は検査の日程に注意してください。